

同朋大学同窓会会則

第1章 総 則

(名称、事務局)

第1条 本会は、「同朋大学同窓会」と称し、本部事務局を同朋大学内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、母校の発展を期し会員相互の親睦と研鑽を計ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は次の事業を行う

1. 毎年1回総会、その他随時会合を開催する
2. 機関紙「朋流」の発行
3. 講座・講演会の開催
4. その他必要な事業

第2章 組織及び会員

(会員・会友)

第4条 本会は、会員及び会友をもって組織する。

会 員	1. 真宗専門学校卒業生・同研究科卒業生 2. 東海同朋大学卒業生 3. 同朋大学卒業生 4. 同朋大学大学院修了生 5. 東海専修学院修了生・別科修了生 6. 本学にかつて在学した者で、本会の趣旨に賛同する者
会 友	1. 上記機関に在職した（している）現旧教職員 2. 委員会の推薦した者

(三部会制)

第5条 本会は、第3条の事業の実を上げるため、三部会制を採用する。

(部会の編成)

第6条 本会は、部会毎に次の会員をもって組織する。

第一部会	真宗専門学校卒業生・同研究科卒業生 東海同朋大学仏教学部卒業生 同朋大学文学部仏教学科卒業生 同朋大学文学部仏教文化学科卒業生 同朋大学大学院文学研究科（仏教文化）修了生 東海専修学院修了生・別科修了生
第二部会	同朋大学文学部社会福祉学科卒業生 同朋大学社会福祉学部社会福祉学科卒業生 同朋大学大学院人間福祉研究科修了生
第三部会	同朋大学文学部国文学科卒業生 同朋大学文学部日本文学科卒業生 同朋大学大学院文学研究科（文学）修了生

第3章 役員及び顧問

(役員の数及び任期)

第7条 本会に次の役員並びに会計監査を置き、その任期を2か年とする。

ただし、再任を妨げない。

名誉会長	1名	顧問	若干名
会長	1名	副会長	3名
常任幹事	部会毎に20名程度	会計監査	3名

(名誉会長・顧問)

第8条 名誉会長は、同朋大学長を推す。顧問は、総会の推挙により会長の諮問に応ずる。

(会長・副会長)

第9条 会長は総会において選出し、本会を統理する。会長は部会の委員長を副会長に委嘱し、会長の補佐及び会務の運営にあたらせる。

2 会長事故あるときは、あらかじめ定められた順位に従い、副会長がその職務を代行する。

第4章 常任幹事会

(常任幹事・委員長・副委員長)

第10条 会長は部会ごとに常任幹事を委嘱し、常任幹事会を構成する。常任幹事会は本会の事業の審理・立案及び会務を処理推進する。

2 部会毎に委員長1名、副委員長1名を常任幹事の互選により定める。

第5章 事務局

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、本部に事務局を置く。事務局に関し必要な規程は、総会の議を経て、本部事務局規程としてこれを定める。

第6章 支部

(支部)

第12条 本会は、支部を置くことができる。ただし、その設置に当たっては常任幹事会の承認を経なければならない。

2 支部には支部長・副支部長を定める。